

令和元年度 第36回原子力規制委員会

1. 日時 令和元年 10月 16日(水) 10:30~12:00

2. 場所 原子力規制委員会 会議室 A

3. 議題

(1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 (STACY) の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に係る手続きについて

(説明者) 小野 祐二 原子力規制部審査グループ
安全規制管理官 (研究炉等審査担当)
戸ヶ崎 康 原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
安全規制調整官 (試験炉)

(2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る上屋の使用方法の変更について

(説明者) 小野 祐二 原子力規制部審査グループ
安全規制管理官 (研究炉等審査担当)
戸ヶ崎 康 原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
安全規制調整官 (試験炉)

(3) 原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について (案) 一分かりやすさの観点からの記載の見直し—

(説明者) 森下 泰 原子力規制部原子力規制企画課長
川内 英史 長官官房技術基盤グループ
安全技術管理官 (地震・津波担当)
大浅田 薫 原子力規制部審査グループ
安全規制管理官 (地震・津波審査担当)

(4) 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について

(説明者) 宮本 久 長官官房放射線防護グループ
安全規制管理官 (放射線規制担当)
遠山 眞 長官官房技術基盤グループ技術基盤課長
宮脇 豊 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
安全管理調査官
大慈弥 麻里亜 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
管理官補佐 (制度担当)
田中 桜 長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課
企画官

(5) 原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について

(説明者) 一井 直人 長官官房総務課国際室長
舟山 京子 長官官房技術基盤グループ
安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
岩永 宏平 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
企画調査官

(6) 国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) の結果概要について

(説明者) 田中 知 原子力規制委員会委員

(7) 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について (その2)

(説明者) 森下 泰 原子力規制部原子力規制企画課長

配付資料一覧

- 資料 1 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 (STACY) の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に係る手続きについて
- 資料 2 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る上屋の使用方法の変更について
- 資料 3 原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について (案) 一分かりやすさの観点からの記載の見直し
- 資料 4 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について
- 資料 5 原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について
- 資料 6 国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) の結果概要について
- 資料 7 特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について (その2)

原子力施設等におけるトピックス (令和元年10月7日～10月13日)

原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正
及びその意見募集の実施について（案）
— 分かりやすさの観点からの記載の見直し —

令和元年10月16日
原子力規制庁

1. 概要

令和元年7月3日の第16回原子力規制委員会において、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下「火山ガイド」という。）の記載をより分かりやすくするための見直しを行うよう指示を受けた。これを受け、火山ガイドの各規定の趣旨及び火山ガイドに基づく審査実務の考え方を正確に表現し、かつ文章としてより分かりやすいものとなるよう、火山ガイドの改正案（別紙）を作成した¹。そこで、改正案に対する意見募集を実施することとしたい。

2. 改正案の概要

（1）「2. 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の流れ」の記載の改善

現行の火山ガイドでは、火山影響評価とその根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリング（以下単に「モニタリング」という。）の流れが随所に記載されていた。これを改め、「2. 本評価ガイドの概要」として新たに記載することにより、本ガイドの全体の流れを分かりやすくするとともに、本文の記載と「図1 本評価ガイドの基本フロー」（参考2）との整合を図った。

（2）火山影響評価の前提の明確化

火山ガイドに基づく火山影響評価は、火山事象が発生する時期や規模を正確に予測できることを前提とするものではなく、現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価するものであることを解説に明記する等、火山影響評価の前提が明確になるよう改正する（解説-3等）。

（3）「4. 1 設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に係る記載の明確化

「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」（平成29年度第69回原子力規制委員会資料6）（参考1）において示した火山活動の評価の考え方が明確になるよう

¹ このような改正案の性質上、経過措置規定に関する問題は生じない。

に記載する。

(4) モニタリングの位置付けの明確化

現行の火山ガイドでは、火山影響評価の根拠が維持されていることの確認を目的とした火山活動のモニタリングが火山活動に関する個別評価の一部であると誤解される可能性があること等を踏まえ、モニタリングの位置付けが明確になるよう改める(6.等)。

(5) その他

上記のほか、表現や用語の適正化のため所要の改正を行う。

3. 意見募集の実施

別紙に示すガイドの改正案は、行政手続法(平成5年法律第88号)に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見募集を実施することとしたい。

4. 今後の予定

- 意見募集の実施 令和元年10月17日(木)から11月15日(金)まで(30日間)
- 原子力規制委員会への結果報告及びガイドの改正 令和元年12月頃

<資料一覧>

別紙 原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正について

参考1 原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に関する基本的な考え方について(平成29年度第69回原子力規制委員会資料6)

参考2 原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正について 図1抜粋